

はしがき

この本は、主に2単位・15コマの授業で「行政法」の全体を講義する場合に用いられる教科書です。法学部の多くでは4単位・30コマないし8単位・60コマの授業が「行政法」に割り当てられているのですが、非・法学部の教養科目において、2単位・15コマの授業で「行政法」の全体を講義しなければいけないところも少なくありません。そうした大学では、行政作用法と行政組織法(の一部)を取り扱って、やむなく行政救済法は割愛することも多いと思います。しかし、それでは行政法の全体像を伝えることは難しいですし、公務員(とりわけ地方公務員)を志望するみなさんのニーズに応えることもできません。公務員試験では、行政救済法まで範囲に含まれるからです。行政救済法まで含めた行政法の全体像を1つにまとめるのは、決して簡単ではありませんでしたが、講義ノートを基に体系を思い切って組み替えたり、相互参照を活用するなど、いろいろと工夫を凝らしてみました。もちろん、4単位・30コマの授業の教科書として用いることにも対応しています。歴史や思想、社会問題に関する記述も、私が教壇に立った経験上、みなさんの興味をひき、難しすぎず、理解の助けとなる範囲で盛り込みました。

また、この本は、自習用のテキスト、つまり、みなさんが手元に置いて何回も繰り返し読むための「読み物」でもあります。単に語句を覚えたり、重要なフレーズに下線を引いたりするテキストならば、受験対策用の本で十分でしょう。ですが、そのようなやり方で勉強をするのは苦痛ですし、何より知識も身に付かず、理解もできません。そうではなく、行政法の基本的な考え方を着実に身に付けてもらうことが、この本のねらいなのです。どうしても行政法のテキストは複雑な制度趣旨や組織原理の説明が多くなり、引用される条文や判例も長いので、読んでいて疲れる傾向があります。そうならないように、可能な限り短く簡明な記述を心がけましたが、説明しづらい概念に対しても決して逃げずに、説明を加えています。正直なところ実務ではまず不要な概念や学界では過去のものとなった議論についても、試験に出題される以上は割り切って取

り上げました（記述のメリハリで、そのあたりの取捨選択の心理を読み取ってもらえればと思います）。公務員試験を受験される方は、この本を繰り返し読みつつ、過去問題集を繰り返し解いてみてください。実戦的な問題集と併用することで、相乗効果によって、知識・理解の定着度合いは飛躍的に高まります。「公務員をめざす人に贈る」という書名には、そうした願いが込められています。

この本の内容は基本的な事項が中心ですが、法科大学院の授業の経験を基にしており、法科大学院入試における行政法の既修者認定はもちろんのこと、司法試験に向けた基礎知識の定着にも活かすことができるはずです。短答式試験が廃止された現在、行政法では論文式の事例問題しか出題されないため、覚えなければならないことはそれほど多くはありません。私自身、法科大学院の1期生でもあり、必修の7科目と選択科目に取り組まなければいけない法科大学院生の負担の重さは誰よりも承知しています。学問の最高水準を追求するテキストの重要性は疑いありませんが、みなさんに到達してもらいたい現実的な水準を示すことも大切です。だからこそ、研究者が書いた本ではまずふれられることのない、みなさんがつまづきやすく、理解の不十分な《学習のポイント》について、あえて強調しています。わかりやすさだけでなく、正確な理解——できれば、みなさん自身の言葉で、行政法の考え方について説明することのできるような水準の——がなされるように、心がけました。とにかく読者本位に徹した私の気持ちを読み取ってください。

そして何よりも、執筆の際には、みなさんが試験を突破した後も、この本を繰り返し参照してほしいという思いを、常に心に留めました。高校受験や大学受験、就職試験、資格試験を問わず、試験というのはそれをクリアするだけではなく、そのために身に付けた知見をクリアした後の人生に活用してこそ、意味があるものです。格好良い表現は使わず、可能な限り「頭に残る」説明を行ったため、何度も読むことで、知識も理解も定着することでしょう。その上で、私自身の若干の行政実務の経験や、都道府県・市町村での職員研修、そして審議会などを通じて会得した「実務に役立つ」知見を盛り込みましたので、法治行政の実現のために、ぜひ役立ててください。

約10年前、行政法の研究を始めたとき、指導教授であった交告尚史先生は、北村和生先生ほか著『行政法の基本』に書いてあることはきちんと身に付ける

ようにと話されました。この名著を刊行している法律文化社から教科書を発行できることは、たいへんな光栄です。私に声をかけてくださり、企画・編集に尽力されて、時間をかけた執筆を辛抱強く待ってくださった上田哲平さんには、心から御礼を申し上げたいと思います。

平成30年3月

板垣 勝彦